

講習会

（特別管理）産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、その業を的確に行うに足る知識及び技能を有していることが必要です（規則第10条第2号、第10条の5、第10条の13第2号、第10条の17）。

神戸市では、これを証するものとして（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）が実施する講習会の修了を許可の要件にしています。

1 処理業の許可に関する講習会の課程

- (1) （特別管理）産業廃棄物収集運搬業に関する講習会
 - ア 産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会の収集・運搬課程
 - イ 産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会の収集・運搬課程
 - ウ 特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会の収集・運搬課程
 - エ 特別管理産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会の収集・運搬課程
- (2) （特別管理）産業廃棄物処分業に関する講習会
 - A 産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会の処分課程
 - B 産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会の処分課程
 - C 特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会の処分課程
 - D 特別管理産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会の処分課程

2 講習会修了者の要件

許可を受けるには、次の者が「1」の講習会を修了している必要があります。

- (1) 法人の場合は、代表者若しくは業務を行う役員又は政令で定める使用人※
- (2) 個人の場合は、申請者本人又は政令で定める使用人※

※「政令で定める使用人」（政令第4条の7）

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

- ① 本店又は支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①以外で、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、（特別管理）産業廃棄物の処理に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

3 講習会修了証の有効期限

- (1) 新規許可講習会……………5年間
- (2) 更新許可講習会……………5年間

注）神戸市における取扱いです。他自治体によっては異なる場合があります。

4 許可申請する際の留意事項

(1) 許可申請と講習会の関係

申請する業の種類、申請の内容によって、受講しなければならない「1」の講習会の課程は次のようになります。

なお、産業廃棄物処理業の許可申請を行う場合、特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会の修了証でも許可申請を行うことができます。

(2) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請に必要とする講習会の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 産業廃棄物収集運搬業の新規申請 | ア又はウ |
| ② 産業廃棄物収集運搬業の更新申請 | ア又はイ又はウ又はエ |
| ③ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規申請 | ウ |
| ④ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新申請 | ウ又はエ |

(3) (特別管理) 産業廃棄物処分業の許可申請に必要とする講習会の種類

- | | |
|---------------------|------------|
| ① 産業廃棄物処分業の新規申請 | A又はC |
| ② 産業廃棄物処分業の更新申請 | A又はB又はC又はD |
| ③ 特別管理産業廃棄物処分業の新規申請 | C |
| ④ 特別管理産業廃棄物処分業の更新申請 | C又はD |

※他自治体で同様の許可を取得している場合は、該当する課程の更新許可講習会の修了証と当該許可証の写しを添付することで、神戸市における処理業許可の新規申請が可能です。

(4) 事業範囲変更許可申請時に必要な講習会修了証について

新規許可講習会又は更新許可講習会の修了証が必要です。(「3」の有効期限内のものに限る。)

(5) 講習会の申し込み・問い合わせについて

講習会を開催する JW センターまでお申し込み、お問い合わせください。

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

<https://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>

TEL : 03-5807-5913 (教育研修部)

(更新許可申請と講習会受講日の目安)

H19.7.16
(申請日の5年前)

H24.7.16
(更新許可申請受付開始)

H24.10.15
許可期限

		※ 更新許可申請受付期間 (神戸市の場合)	
	この間に更新許可講習会を受講し、修了しておけば、更新手続をスムーズに行うことができます。	更新許可の審査手続きには約2ヶ月間を要するため、遅くとも2ヶ月前までには申請してください。	